

大阪市内で火災により損害を受けられた方へ

「り災状況申告書」の提出

- ・り災物件が存する地域を管轄する消防署又は出張所に提出してください。
- ・提出は、FAX 又は郵送でも行うことができます。

「り災証明書」の発行・受領方法

- ・申請等に「り災証明書」が必要となる主なものは、下表のとおりです。
- ・り災物件が存する地域を管轄する消防署で、「り災証明願」に必要事項を記入し、発行手続きを行ってください。（用紙は消防署にあります。印鑑は不要です。）
- ・「り災証明書」の発行は、随時受付しています。
- ・「り災証明願」に「提出先」と「提出する理由」を記入する欄がありますので、提出先等を事前に確認してからお越しください。
- ・発行手数料は、1 通につき 100 円です。なお、手数料が免除される場合がありますので、担当までお尋ねください。
- ・事前に「り災状況申告書」の提出がない場合は、損害状況の確認が必要となりますので、「り災証明書」の発行に時間を要する場合があります。

行政オンラインシステムによる「り災証明書」発行の申請について

- ・消防署にお越しいただくなくても、パソコンやスマートフォン等で発行申請が出来ます。ただし手続きに日数を要しますので、お急ぎの場合は、消防署で申請していただく方が、速やかに証明書をお受け取りいただけます。なお、行政オンラインシステムによる申請は、電子決済（各種クレジットカード、PayPay 等）での振り込みが可能な方に限ります。

申請等に「り災証明書」が必要となる主なもの	火災保険金請求	ご自身が契約されている保険会社にお問い合わせください。
	国民健康保険料の減免	保険料が、減免される場合があります。お住まいの区の区役所保険年金業務担当にお問い合わせください。（納期限まで）
	市民税・府民税・森林環境税の減免	税が、減免される場合があります。お住まいの区を担当する市税事務所（個人市民税担当）または、資産のある区を担当する市税事務所（固定資産税担当）にお問い合わせください。
	固定資産税・都市計画税の減免	（期限：災害のやんだ日の翌日から起算して 30 日を経過する日）
	ごみ処理費用の免除	ごみ（火災により発生したごみ 15 トンまで）の処理費用が、免除される場合があります。お住まいの区を担当する環境事業センターにお問い合わせください。 火災発生から 1 週間が経過してから、り災者により焼却工場へ搬入することが必要です。
	NTT 回線の復旧工事	お住まいを管轄する NTT 事務所にお問い合わせください。
	建物滅失登記	建物が焼失した日から 1 か月以内に申請が必要です。 法務局にお問い合わせください。
	パスポートの再発行	大阪府パスポートセンター業務課にお問い合わせください。 ・パスポートセンター 電話番号 06-6944-6626

●区役所保険年金業務担当連絡先

区役所	電話番号	区役所	電話番号	区役所	電話番号
北区	6313-9956	天王寺区	6774-9956	城東区	6930-9956
都島区	6882-9956	浪速区	6647-9956	鶴見区	6915-9956
福島区	6464-9956	西淀川区	6478-9956	阿倍野区	6622-9956
此花区	6466-9956	淀川区	6308-9956	住之江区	6682-9956
中央区	6267-9956	東淀川区	4809-9956	住吉区	6694-9956
西区	6532-9956	東成区	6977-9956	東住吉区	4399-9956
港区	6576-9956	生野区	6715-9956	平野区	4302-9956
大正区	4394-9956	旭区	6957-9956	西成区	6659-9956

●市税事務所連絡先

お住まいの区	管轄する市税事務所	連絡先
北区・西淀川区・淀川区・東淀川区	梅田市税事務所	市民税等グループ 4797-2953 固定資産税（家屋）グループ 4797-2958
都島区・旭区・城東区・鶴見区	京橋市税事務所	市民税等グループ 4801-2953 固定資産税（家屋）グループ 4801-2958
福島区・此花区・西区・港区・大正区	弁天町市税事務所	市民税等グループ 4395-2953 固定資産税（家屋）グループ 4395-2958
中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区	なんば市税事務所	市民税等グループ 4397-2953 固定資産税（家屋）グループ 4397-2958
阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区	あべの市税事務所	市民税等グループ 4396-2953 固定資産税（家屋）グループ 4396-2958

●環境事業センター連絡先

お住まいの区	連絡先	
北区・都島区・淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411
東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
平野区	東南環境事業センター	6700-1750